

令和元年第8回（8月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和元年8月9日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時35分

2. 開催場所 吉富町フォーユース会館 3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

奥家 信弘	横川 信友
賀部 正直	菊 啓治
堤 久英	太田 克弘
井上 幸子	高橋 初美
後藤 進	重吉 信之
若山 清敏	末棟 洋一
高原 孝幸	守口 正典

欠席委員の氏名 ー

4. 付議事項

議 案

- ・議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第19号 下限面積(別段面積)の設定について

報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、守口 元子、川口 彩

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より令和元年第8回（8月）総会を開催いたします。開会に先立ちまして奥家会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
奥家会長	<p>それでは、ただいまから令和元年第8回（8月）の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には末棟委員、守口委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは1ページをご覧ください。「議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。</p> <p>申請件数が2件ありますので、1件目について説明します。</p> <p>議案18-1号</p> <p>申請農地：吉富町大字小犬丸501番1 田 1,099 m²</p> <p>譲渡人：吉富町大字小犬丸〇〇〇番地 M・Y</p> <p>譲受人：吉富町大字小犬丸〇〇〇番地 K・Y</p> <p>転用目的：一般住宅</p> <p>（その他議案内容朗読及びP1からP12説明）</p> <p>農地区分については第3種農地であります。</p> <p>よろしくご審議願います。</p>
奥家会長	<p>それでは、地元委員の守口委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
守口委員	<p>問題等はありません。</p>
奥家会長	<p>守口委員及び事務局から説明並びに報告がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
奥家会長	<p>ございませんようでしたら、「議案第18-1号」は、承認することとします。</p> <p>続きまして、「議案第18-2号」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは1ページをご覧ください。「議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。</p> <p>2件目について説明します。</p> <p>議案18-2号</p> <p>申請農地 : 吉富町大字直江236番 田 338㎡</p> <p>譲渡人 : 吉富町大字直江〇〇〇番地 Z・K</p> <p>譲受人 : 吉富町大字直江〇〇〇番地 (株)I</p> <p>転用目的 : 資材置場</p> <p>(その他議案内容朗読及びP13からP19説明)</p> <p>農地区分については第2種農地であります。よろしくご審議願います。</p>
奥家会長	<p>それでは、高原委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
高原委員	<p>問題等はありません。</p>
奥家会長	<p>高原委員及び事務局から説明並びに報告がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
若山委員	<p>(株)Iはどんな業種なのか、また資材置場として使用するようですが、周辺の宅地があるけれど、どのような資材を置くのですか。周囲の宅地に迷惑をかけないようにした方がよいと思います。</p>
事務局	<p>土木建設業です。資材は、コンクリート構造物、パイプ管、木材等を置く計画です。隣接した場所に、事務所、駐車場もありますので、周辺の方は、どのような会社なのかは、認識していると思います。</p>
若山委員	<p>わかりました。</p>
奥家会長 各委員	<p>他に、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>ございませんようでしたら、「議案第18-2号」は、承認することとします。</p> <p>続きまして、「議案第19号下限面積(別段の面積)の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>この案件は農地法第3条の下限面積の設定についてです。20ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>補足説明ですが、農地法3条の許可を受け、耕作のために農地の賃貸借や所有権の権利を取得しようとする場合は、取得後において原則50a以上の耕作面積を確保することが必要でしたが、農地法の改正により、地域の実情に応じて農業委員会が別に定めることができることになりました。これに伴い、吉富町農業委員会では、下限面積については、町内全域において30aと設定していますが、議案中にありますように、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について、新規就農者や多様な農業経営者の確保、耕作放棄地の解消などの観点から現行の30aの下限面積設定が適切であるかをご審議いただくものです。</p> <p>なお、利用権設定は、この下限面積は適応いたしません。30a未満のたとえば10aでも農地の賃貸借はできます。</p>
奥家会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
高原委員	<p>新規で農業する方が、農地を取得する場合、30a一度に取得することは可能ですか。</p>
事務局	<p>可能です。取得後に、30a以上になれば可能です。</p>
奥家会長	<p>他に質問がありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>ございませんようでしたら、「議案第19号 下限面積(別段面積)の設定について」は、承認することとします。</p> <p>続きして、報告事項があります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは21ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約が1件あります。</p> <p>申請農地 小犬丸501番1 田 1,099㎡</p> <p>MさんとYさんの10年間の利用権です。貸手のMさんの都合によるもので、今回の5条申請に伴う解約です。解約の日は、令和元年7月25日です。</p>

奥家会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>次に、もう一つ報告事項があります。 「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。 事務局より内容の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、22ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の報告事項です。 幸子231番1・田・1, 219㎡ 幸子232番1・田・193㎡ 平成17年7月23日、M・Tさんからの相続により息子さんのM・Mさんが所有権を取得しました。 以上で、終わります。</p>
奥家会長	<p>次に、その他として「情報交換」となっていますが、何かご質疑や情報交換いただくような案件をお持ちの方がございましたらお願いします。 その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>予定どおり、9月11日(水)10:00からフォーユー会館での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
奥家会長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、これをもちまして令和元年第8回(8月)総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">10時35分 閉会</p>